

デジタルシフト研究委員会規程

(2018年10月13日 制定)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第16条第3項に基づき、会員による「デジタルシフトに伴う広告 / マーケティングの変化」に関する領域の学術的研究への科学的支援をはかるための手続き等を定める。

(事業)

第2条 本委員会は、次の事業を行う。

- (1) 変化の激しい、広告を含むマーケティング・コミュニケーション領域のデジタルシフトに関するアップデートされた情報の収集と提供
- (2) マーケティング・コミュニケーション領域のデジタルシフトに伴う、諸課題に関する研究発表と活動の推進
- (3) 学会内外の当該領域研究者、教育者、実務家との情報交換、研究交流
- (4) 大学、企業、広告関連団体等における当該領域に関する教育への支援・振興
- (5) 「マーケティング・コミュニケーション領域のデジタルシフト」を主要テーマとする研究会などの開催
- (6) 前各号のほか、前条の趣旨を達成するために必要な事業

(委員長)

第3条 本委員会の委員長は、会則第14条第4項に基づき、会長の選任による。

(委員会の構成)

第4条 本委員会は、6名から13名の委員で構成する。ただし、委員長は委員の定数に含めない

2. 副委員長、委員は、委員長の推薦により、常任理事会が承認する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長を代行する。
4. 副委員長、委員の任期は、3年とする。ただし、再任、または重任は妨げない。ただし、2018年度は理事会年度途中のため、一年間の任期とする。

(経費)

第5条 本委員会に関わる事業の経費は、本部からのデジタルシフト研究委員会費、外部からの賛助、寄付、参加者からの参加費等により充当する。

2. 委員長は、毎年度の決算報告を常任理事会ならびに会員総会において行わなければならない。

(委員会の開催)

第6条 委員長は必要に応じて委員会を開催する。

(運営)

第7条 前出の第2条の事業運営のための細則は、別に定める。

附則

本規程は、2018年10月13日から実施する。